

2021年度県議会
予算特別委員会

胆沢川河川敷の太陽光発電に伴う 堤防整備は県の責任で万全に



多くのパネルが落下
注：この築堤工事
は、県が河川区域で
はないと誤った情
報を提供したため
に、発電事業の継続
のために堤防の工
事が条件となつて
いたものです。

アップしていることや

千田議員は、「この工事は宮城
県の特定建設業の業者が請け負
い、下請代金未払い問題で宮城
県庁も指導に入っている案件
だ。地元住民は築堤工事がスト

県はしっかり監視・
指導すべき(千田議員)

これは、担当の総括課長
は、「胆沢川橋上・下流工区とも、
河川区域になっているところの
土盛工事等は終わっており、積
雪などのために5月末までの工
期の延長申請がなされている」
等と答弁。



宮城(左端)や地元の方々と、ス
トッする千田県議(左から2人目)
堤防工事の現状を調査

築堤工事が、下請代
金未払い問題等で10
月からストップして
いるのでは？

千田議員は、胆沢川
に設置された太陽光発
電事業に伴う築堤工事
(注参照)が途中でストッ
プしている問題を次の
ように取り上げまし
た。「胆沢川の築堤工事

太陽光パネルが雪のために相当
数落下している(左上写真)こと
から、現状について大変不安に思
っている。県は現状をつぶさに把
握しながら、工事の完了までしつ
かり監視・対応すべきだ」と指摘
しました。

いじめ 不登校対策

小学校のいじめ・
不登校児童数が増加

千田議員は、小学校・中
学校高校等でのいじ
め・不登校の現状と重大事態等、
対応策について質問。

これに対し、担当課長は、「令
和元年度調査では、岩手県はいじ
めの状況は国・公・私立学校合わ
せて8004件の認知件数であ
り、前年度に比べて増加してい
る。不登校児童・生徒については、
1792人であり、スクールカウ
ンセラーやスクールソーシャル
ワーカーとの連携、フリースク
ールなどの民間団体との連携によ
り不登校児童・生徒の個々の状況
に合わせた支援の実施に努める」
等と答弁。

スクールカウンセラー・スク
ールソーシャルワーカーの増
員で丁寧に対応を(千田議員)

千田議員は、「特に小学校での
不登校児童が増えているが、その
原因をどうとらえているか」と質
問。担当課長は、「明確な調査を
実施した訳ではないが、小学校
校長会児童部会の情報では、家庭
生活の乱れにより昼夜逆転の現

象が起きている事も一因ではな
いか」と答弁。

千田議員は、「様々な原因があ
ると思うが、こどもたちへの丁寧
な対応のためにも、スクールカウ
ンセラーやスクールソーシャル
ワーカーのさらなる増員が必要
だ」と増員を強く求めました。

農地の冠水 防止対策

衣川の冠水常襲地域へ
の対策は急務。県は固
定式の排水機を設置な
ど検討すべき...



増水した際に閉
じられる樋門

衣川の冠水常襲地域を調査する菅原
明市議(左後姿)と千田県議(右)

千田議員は、北上川
と県管理河川である衣川下流の
合流地点は、集中豪雨のたびに2
0ha程の農地が長時間冠水す
る常襲地帯となっており、農作物
にも大きな被害が出ている。これ
らへの対策として、固定式の排水
機の設置や湛水防除事業の導入
が必要ではないかと質問。

これに対し、担当総括課長は、
「その箇所については、堤防整備
の際に樋門閉鎖に伴う内水対策
については、県と東北農政局の申
し合わせで、国が保有している移

動用排水ポンプ車を派遣する
ことになっていると聞いてい
るが課題もある。」「湛水防除事
業については、地域の実情、受
益面積、事業費などを勘案しな
がら、どのような事業が可能か
関係市町等と検討していく必
要があると考えている」等と述
べました。

パイプハウス等 大雪被害対策

地域の中心的な経営
体のパイプハウス等
施設において、その多
くが被害を受けた

千田議員は、この冬
の大雪被害では、奥州市と北上
市の2市だけで、県内のパイプ
ハウス被害全体の74%を占め
ている状況にある。奥州市では
中心的な経営体等において、プ
レハブや通常のパイプハウス、
パイプハウスを骨材とする大
型パイプハウスの中で、農業用
機械格納庫や作業所を設置し
て営農継続している方が多く、
今回の大雪でこれらの施設の
多くが被害を受けている。しか
し、このうち、半分位が支援の
対象にならないとも聞こえて
くるがどうかと質問。

これに対し、担当の農業振興
課総括課長は、「農業機械の格納
庫だが、相当数の被害があった
という報告が市町村から上が
っている。農業機械の格納庫の
再建等は、当然支援対象にはな
るが安全性等を踏まえ建築基

準法に基づいた施設が前提と
なる。」等と答えました。

千田議員は、さらにパイプハ
ウスで敷きワラや飼料用ワラ
を保存する場合でも、対象にな
るものならないものがあるよ
うだがどうかと質問。

担当課長は、「パイプハウス
と言う事で水稲や野菜の育苗
施設等は建築基準法の対象外
とされているので、こうした敷
きワラや稲ワラ等のパイプハ
ウスの取り扱いについては担
当の部局と調整をしたい。」等
と答えました。

さらに佐藤農林水産部長は、
「国の支援対象にならないも
のについては県単独事業と言
う事で措置をするという事で
頑張ってきた。問題となってい
る建築基準法の関係等、どの
ような対応が可能か関係部局と
調整を進めている。」等と答え
ました。



大雪被害を受けた胆沢の農業
用パイプハウス